



平成23年3月27日

## 石巻港の一部復旧について

石巻港においては、既に一部復旧していますが、新たに別紙のとおり、一部復旧されましたので、お知らせします。

### お問い合わせ先

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室  
課長補佐 高橋 秀彰 03-5253-8689 (直通)

問い合わせ先

宮城県土木部

港湾課長 平間光雄 022-211-3211

塩釜港湾・空港整備事務所

第一工務課長 畑田武見 022-362-6212

宮城海上保安部（代行）

交通課長 田中利夫 022-367-3917

宮 城 県 土 木 部

塩釜港湾・空港整備事務所

石 巻 海 上 保 安 署

平成23年3月27日

石巻港の一部供用開始について（第2報）

津波被災に伴い石巻港では、航泊禁止措置を取っていますが、東北地方太平洋沖地震災害対応として、海上輸送の早期実現を図るため、石巻港の雲雀野地区において実施していた、宮城県及び東北地方整備局による航路啓開活動と海上保安庁測量船「天洋」（総トン数430トン）による水路測量を終え、石巻港における船舶等に対する航泊禁止措置の一部を本日解除し、下記のとおり同港の一部供用を開始しましたのでお知らせします。

なお、供用にあたっては、平成23年3月18日付け石巻港長公示第1号に従ってください。

また、当該海域における水深等の詳細な情報については、港湾管理者（宮城県）又は石巻海上保安署（宮城海上保安部代行）にお問い合わせください。

記

1 供用開始日時

平成23年3月27日（日）午後8時

2 供用開始場所

雲雀野中央ふ頭1号岸壁（-13.0m岸壁） ※暫定水深-10.2m

同中央ふ頭2号岸壁（-13.0m岸壁） ※暫定水深-10.2m

同北ふ頭（-10.0m岸壁）

【別図参照】

3 対象船舶

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

# 石巻港

使用可能な岸壁

大手ふ頭  
三号及び四号岸壁(-5.5m岸壁)

中島ふ頭  
一号岸壁(-5.5m岸壁)

中島ふ頭  
二号及び三号岸壁(-10.0m岸壁)

大手ふ頭  
一号及び二号岸壁(-7.5m岸壁)

日和ふ頭  
七号岸壁(-10.0m岸壁)

日和ふ頭  
六号岸壁(-9.0m岸壁)

雲雀野北ふ頭 (-10.0m岸壁)

雲雀野中央ふ頭  
1号及び2号岸壁  
(-13.0m岸壁)

航行可能海域

航行可能海域



石巻港で測量中の測量船「天洋」  
搭載艇